
放課後対策・幼稚園の在り方に関する提言書

令和7年4月

放課後対策・幼稚園の在り方調査特別委員会

はじめに

令和5年4月、子どもの人権尊重、差別禁止、意見尊重、最善の利益優先を基本理念とした「こども基本法」が施行され、各自治体においては、地域の実情に合わせて、法の基本理念に基づいた施策を策定し、実施することが求められています。

とりわけ療育、生活の保障、健やかな成長、発達、自立のための福祉の保障といった子どもたちを取り巻く環境整備は、「こどもまんなかすみだ」を標榜する本区として極めて重要な責務ですが、近年の少子化の進行、保護者ニーズの多様化などにより、放課後対策や幼稚園に求められることは大きく変化しており、課題が山積しています。そのような中、令和7年4月1日に墨田区こども条例も施行されたところです。

本委員会では、子どもの健やかな成育を念頭に、放課後の過ごし方及び幼稚園の在り方について、本区における望ましい姿を追求するため、先進自治体への行政調査、幼稚園児の保護者の皆様との意見交換を複数回実施するなど、積極的な調査・検討を重ね、この度、本書のとおり、「放課後対策・幼稚園の在り方に関する提言書」を取りまとめるに至りました。

区においては、本提言書の内容を真摯に受け止め、すみだの未来を担う子どもたちの育ちを支援する仕組みづくりについて、調査し検討されることを切に望みます。

令和7年4月28日

放課後対策・幼稚園の在り方調査特別委員会

第 1 部 放課後対策について

1 学童クラブ・児童館について

放課後対策の軸となる学童クラブの更なる充実及び児童館におけるハード面、ソフト面の課題解決に向けて、区として積極的に取り組んでいく必要がある。

提言1 学童クラブ及び児童館の在り方について

- (1) これまでの児童館を軸とした放課後対策について検証を行い、全ての子どもたちの居場所づくりの観点から、総合的にその在り方を見直すこと。
- (2) 必要に応じて、区が所有する公共施設を幅広く活用することも含め、学童クラブ及び児童館の設置・拡大を図ること。あわせて、人員体制の強化も含め、その質についても検討すること。

提言2 児童館における更なる安全・安心の確保に向けて

- (1) 保護者がスマートフォン等から子どもの在館状況を把握できることについて周知すること。
- (2) 全ての来館児童を把握し、積極的な声掛けを行うなど、ランドセル預かりの質の向上を図ること。
- (3) 放課後には、自転車の利用が増えることから、令和6年11月の道路交通法改正の内容も踏まえ、交通ルールに対して正しい知識を習得できる場を設けること。

2 放課後子ども教室について

放課後子ども教室については更なる充実が強く求められる一方、担い手不足は深刻であり、運営は厳しい状況にあることから、放課後子ども教室の在り方、区の関わり方を見直す必要がある。

提言1 放課後子ども教室事業の再構築について

* 本提言については、全会派の合意に至らなかったため、両論を併記する。

(1) 他自治体の事例（平日は毎日夜7時まで、長期休暇期間中も実施）を基準にして、本区における放課後子ども教室事業を再構築するとともに、全校実施を目指し、予算について抜本的な見直しを図ること。

(2) 民間事業者への委託又は立ち上げのみ民間事業者のノウハウを活用するといったハイブリッド型の運営方法の導入について検討すること。なお、現場スタッフについて、地域の人材から募ることに留意すること。

(3) 学童クラブが併設されている学校では、放課後子ども教室と学童クラブを一体化した運営方法も参考に検討すること。

【自由民主党・無所属、公明党、新しいすみだ、都民ファーストの会】

(1) 放課後子ども教室は地域住民の協力を得て、学習活動やスポーツ、地域の伝統芸能など、様々な体験活動の機会等を提供するものであり、学童クラブは放課後の生活と遊びの場を提供し、発達を保障するものであって、その事業目的が違うことから、それぞれの役割に見合った拡充を行うこと。

【日本共産党】

提言2 放課後子ども教室への区の関わり方について

- (1) 地域の人材が活躍し、平日毎日、また長期休暇期間中も実施できている放課後子ども教室については、区としてその体制を支えるため、必要な支援を行うこと。
- (2) 地域が主体となって実施する部分については、区が積極的にサポートを行うこと。

3 高学年児童の放課後について

原則、学童クラブの対象外となる高学年児童の放課後の過ごし方として、望ましい形とはどういったものか検討し、その実現に向けて具体的な施策を講ずる必要がある。

提言1 高学年児童の望ましい放課後の在り方検証について

- (1) どのような放課後の過ごし方が望ましいのか、保護者や地域、有識者、また当事者である児童から直接意見を聞いて検証を行うこと。
- (2) 教育・児童福祉の観点から総合的に検証し、高学年児童の居場所づくりを計画的に進めること。

提言2 高学年児童の放課後の居場所拡充について

* 本提言については、全会派の合意に至らなかったため、両論を併記する。

(1) 放課後子ども教室の拡大及び児童館並びに図書館におけるハード面、ソフト面の充実により、大人の目が届く居場所を増やしていくこと。また、その際は、低学年児童や未就学児の居場所に配慮すること。

【自由民主党・無所属、公明党、新しいすみだ、都民ファーストの会】

(1) 学童クラブの対象年齢は小学校6年生までに引き上げ、学童クラブ、放課後子ども教室は、事業目的が違うことから、それぞれの役割に見合った拡充を行うこと。

【日本共産党】

4 長期休暇期間中の子どもの居場所について

夏休み等の長期休暇期間中、子どもたちが安全に過ごすことができるよう、居場所を確保する必要がある。

提言1 長期休暇期間中における事業実施について

- (1) 長期休暇期間中の子どもの居場所については、学校施設、児童館等を中心に検討すること。なお、教職員の負担が生じないようにすること。
- (2) 具体的な事業内容を検討するに当たっては、安全・安心の確保はもちろん、子どもたちの健全育成の観点を念頭に置くこと。

第 2 部 区立幼稚園の在り方について

1 今後の区立幼稚園の在り方について

幼児教育に対する区民ニーズの多様化、共働き世帯の増加、園児の減少といった状況の変化を踏まえ、今後の区立幼稚園の在り方について、区の方針を確立する必要がある。

提言1 役割の明確化について

- (1) 区立幼稚園は幼児教育の実施機関であるとともに、事例収集・先進教育研究の場と位置付けること。
- (2) 小学校とのスムーズな連携や特別支援にも配慮した細やかで質の高い幼児教育となるよう、区立幼稚園ならではの教育理念を確立し、区民へ明示すること。

提言2 幼児教育の充実に向けて

- (1) 小学校との接続に関する既存の取組を更に充実させること。
- (2) 千葉大学教育学部と連携し、教育研究連携園の構築について研究すること。

提言3 インクルーシブ教育の推進について

- (1) インクルーシブ教育の更なる充実を図ること。

提言4 区立幼稚園の適正配置について

* 本提言については、全会派の合意に至らなかったため、両論を併記する。

(1) 園児数の変動に応じた配置見直し、統廃合を検討した上で、必要に応じ、園バスの運行等による通園可能エリアの拡大を図ること。

【自由民主党・無所属、公明党、新しいすみだ、都民ファーストの会】

(1) 特別な支援が必要な園児の受入れ体制や通園手段等の具体化が示されないままに、配置見直し、統廃合は検討しないこと。

【日本共産党】

2 預かり保育・給食（配食）の実施について

区立幼稚園に対し、預かり保育・給食（配食）の実施について強い要望が寄せられている。区としてどのようにこれに応えていくべきか、検討する必要がある。

提言1 預かり保育について

- (1) 共働き世帯の負担軽減のため、利用者のニーズである15時過ぎまでの延長保育及び長期休暇期間中の預かり保育の実施について検討すること。なお、実施に当たっては、教職員の負担とならない方法を検討すること。

提言2 給食（配食）の実施について

- (1) 利用者のニーズに合わせて、食育の一環として給食（配食）の実施を検討すること。

区立幼稚園の3年保育についても強い要望が寄せられているため、本委員会において検討を重ねましたが、提言には至りませんでした。しかし、利用者のニーズを踏まえた上で、引き続き検討を進めてまいります。

3 積極的な広報について

区立幼稚園の魅力や特徴についての効果的な広報、情報発信を強化していく必要がある。

提言1 公共施設を利用した広報の実施について

- (1) 既に配置されている施設のほか、新たに児童館に、区立幼稚園のパンフレット等を配置すること。

提言2 ウェブサイト等を活用した広報強化について

- (1) 区公式ウェブサイトや区公式SNSにおいて、各幼稚園の特徴や教育方針を具体的に紹介するなど、情報発信を行うこと。
- (2) 各幼稚園のウェブサイトにおいて、保護者の声やイベント等の写真や動画を掲載するなど、幼稚園での活動内容が伝わるよう工夫に努めること。

第3部 私立幼稚園等への支援等について

1 保護者の費用負担軽減について

私立幼稚園に子どもを通わせている保護者に対し、近隣区では様々な補助が行われており、本区民との差が生じているため、これを解消する必要がある。

提言1 給食費、特定負担額等への補助拡充について

- (1) 近隣区の補助制度を調査し、同等又はそれ以上の支援を所得制限を設けず実施するよう検討すること。
- (2) 令和7年度から給食費補助が実施される見込みであるが、特定負担額及び相当額への補助についても実施すること。

2 保育ニーズへの対応について

延長保育、長期休暇中の預かり保育などについて拡充を求める声があるが、区としてどのような支援が望ましいか、検討する必要がある。

提言1 保育ニーズの多様化に対して

- (1) 各園における教育方針や考え方を尊重した上で、多様化する保護者からの要望等を私立幼稚園に伝えること。
- (2) 臨床心理士の訪問、加配人材の確保について、私立幼稚園側が選択可能な支援制度の拡充を検討し、周知すること。

提言2 延長保育、預かり保育の拡充に向けて

- (1) 延長保育を実施している私立幼稚園への補助を拡充すること。また、そのための人材確保について支援を行うこと。
- (2) 長期休暇中の預かり保育の拡充について、児童館等と連携し、受け皿を確保すること。また、多様な保育サービスを提供できる仕組みを構築すること。
- (3) 預かり保育を軌道に乗せるため、現在の区の補助金に加え、準備期間を支援する仕組みを更に充実させること。

3 私立幼稚園に対する支援について

区内にある私立幼稚園が、よりその特色を生かし、区民から選択されるよう魅力を高めていくために、区として支援を行っていく必要がある。

提言1 教育・保育の質の向上のための支援について

- (1) 私立幼稚園が必要とすれば、保護者向けに発達相談会や講座を開催する支援を行うこと。
- (2) 私立幼稚園が必要とすれば、千葉大学教育学部と連携できる体制を検討すること。

提言2 情報発信に関する支援について

- (1) 各幼稚園が抱える課題を把握した上で、ウェブサイトやSNSの運用等、ICT活用による情報発信の支援をすること。

提言3 私立幼稚園の運営に対する支援について

- (1) 墨田区幼保小中一貫教育推進計画の趣旨を踏まえ、よりよい幼児教育の実践のため、区内私立幼稚園への財政支援を強化すること。
- (2) 教職員の処遇改善、宿舍借上げ、施設整備への補助など、各幼稚園の状況をヒアリングし、どのような支援が必要か調査した上で実行すること。

- (3) 他区で実施している多様な補助制度を参考に、支援の在り方を見直すこと。また、その際は、保護者のニーズを踏まえ、各幼稚園から意見を聞いて検討すること。
- (4) 園舎の建替えの際に活用できる補助制度を創設すること。
- (5) 業務効率化やD X化について、滞りなくこれを実施できるよう支援すること。